* 応募（申請）様式 ◆

応募（申請）様式については、以下、７～９ページのとおりです。この応募要領(PDFファル)とともに、Wordファイルで一緒に公開していますので、そちらをお使いください。

応募（申請）書類の提出時には、参考資料（１０ページ以降、必要なものを選択）の添付も忘れないでください。具体的には、地図、河川現況写真、進入路（搬出経路）、横断図、平面図の添付が必要です。

なお、本様式を紙でご入手されたい場合、本様式に基づいて紙でご応募（ご申請）されたい場合には、同じく３ページ、５. の①、②に掲げている各出張所とご相談ください。

（Ａ４版）

許　可　申　請　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和 年 月 日

 近畿地方整備局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所

氏名

　別紙のとおり河川法第２５条の許可を申請します。

（乙の３）

（河川の産出物の採取）

１．河川の名称

水系　□加古川　□揖保川　　河川名　□加古川　□東条川　□揖保川

２．採取の目的

□個人利用（薪ストーブの燃料、シイタケのほだ木等）　□販売

３．採取の場所及び採取する土地の面積

　　　　加古川水系

□A.加古川市平荘町養老地先 加古川右岸　　　ｋ付近 　　　㎡

　　　　□B.小野市黍田町地先 加古川右岸　　　k付近 　　　㎡

　　　　□C.小野市下来住町地先 加古川右岸　　　k付近 　　　㎡

　　　　□D.小野市河合中町地先 加古川右岸　　　k付近 　　　㎡

　　　　□E.加東市河高地先 加古川右岸　　　k付近 　　　㎡

　　　　□F.小野市古川町地先 東条川左岸　　　k付近 　　　㎡

　　　　揖保川水系

　　　　□G.たつの市龍野町大道地先 揖保川左岸　　　k付近 　　　㎡

　　　　□H.たつの市龍野町島田地先～たつの市神岡町東觜崎地先 揖保川左岸　　　k付近 　　　㎡

　　　　□I.たつの市新宮町上笹地先 揖保川左岸　　　k付近　　　㎡

　　　　□J.宍粟市山崎町下宇原地先 揖保川左岸　　　k付近 　　　㎡

　　　　□K.宍粟市一宮町東市場地先 揖保川左岸　　　k付近 　　　㎡

 ４．河川の産出物の種類及び数量

　　　　種類　□落葉広葉樹(アキニレ・エノキ・オニグルミ・ヤナギなど)　　□竹類　数量　　　㎥

５．採取の方法

　　　　（伐採）□チェーンソー　□のこぎり

　　　　（搬出）□トラック　　　□軽トラック　　□普通乗用車(自家用車)

　　　　一日のべ　　　台×のべ　　　日間にて搬出

６．採取の期間

　　　　令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日（作業期間は、のべ　　　日程度）

【作業の実施についての事項の確認】

１．安全の確保について

２．緊急連絡先について

３．枝葉の処理について

　　　　□自宅で活用する（園芸等）。　□一般廃棄物（生ゴミ）として処分

【応募（申請）資格についての確認】

□過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為であった者ではない。

　　　　□予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条又は第７１条の規定に該当する

として、指名停止等を受けている者ではない。

　　　　□社会更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手

　　　　　続開始の申立てがなされている者ではない。

　　　　□直近１年間の税を滞納している者ではない。

　　　　□警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として

　　　　　国土交通省発注工事等から排除要請があり、該当状態が継続している者ではない。

以 上